

自然災害への初期対応に関する
大田区立学校のガイドライン

平成 24 年 4 月

大田区教育委員会

(平成 25 年 11 月 20 日改訂)

(平成 26 年 10 月 27 日追記)

(令和 2 年 6 月 30 日追記)

(令和 8 年 3 月 31 日追記)

はじめに

平成23年3月11日午後2時46分、東日本大震災が発生しました。この地震は、マグニチュード9.0、最大震度7という我が国の観測史上最大の揺れに加えて巨大津波が発生し、岩手、宮城、福島の前北3県を中心とする広い地域に深刻な被害を与えました。

それから1年余りが経ちました。この間、大田区教育委員会では、自然災害（大規模地震と台風）への初期対応の在り方などについて協議するための大田区立学校の防災検討委員会を立ち上げ、議論を重ね、この度、本ガイドラインをまとめました。

大田区は88校の区立学校がある23区で一番面積の広い区です。学校の所在地によっては、本ガイドラインに加えて、さらなる対応や要件を加える必要がある学校もあります。各学校におかれましては、それぞれの地域に応じた自然災害（大規模地震・台風）への初期対応を検討していただき、学校保健安全法第二十九条に基づいて各学校が作成している危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の改訂の一助として本ガイドラインを活用していただきますようお願いいたします。

平成24年4月 大田区教育委員会

1 ねらい

本ガイドラインは、自然災害（大規模地震、台風等）時における大田区立学校の初期対応を区立学校に示すことをねらいとして作成した。

2 本ガイドラインについて

（１）大規模地震発生時と暴風警報発生時における校長判断のためのガイドライン

学校教育法施行規則第六十三条〔非常変災による臨時休業〕には、「非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を教育委員会に報告しなければならない。」とあり、公立中学校においても同様に定められていることから、臨時休業等の実施は校長判断である。校長は、本ガイドラインを踏まえて臨時休業等の判断をする。

（２）学校の立地条件や地域の実態に応じる

大田区には、小学校 59 校、中学校 28 校、特別支援学校 1 校の合計 88 校の区立学校があり、立地条件や地域の実態は様々である。学校によっては、本ガイドラインに独自の対応や要件を加えた初期対応を考えなくてはならない場合もある。

したがって、各学校は、本ガイドラインを踏まえ、立地条件や地域の実態に応じた危機管理マニュアルを策定する。

3 震度 5 弱以上の地震が発生した時の初期対応

(1) 地震発生時

- 地震が発生した時は、児童・生徒はただちに避難行動（次ページ参照）をとる。校内放送による指示を行うとともに、(物が)「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所で身の安全を確保させる。
- 大田区内での震度 5 弱以上の地震（以下、「大規模地震」と記述）であることがわかった場合は、以下の（2）以降の対応をとる。

(2) 第一次避難（第二次避難）

- 揺れがおさまった後、児童・生徒の点呼とけがの有無の確認を行う。
- 校内で火災が発生した場合や校舎の倒壊の危険があると校長が判断した場合は、児童・生徒の避難路に危険箇所がないかどうか確認しながら避難を実施する。頭を保護しながら、校庭などの安全な場所へ「おさない かけない しゃべらない もどらない」の原則を守り、落下物やガラス、校舎から剥離した壁面等に注意しながら児童・生徒を避難させる。
- 大規模地震が発生後、しばらくは余震が続くことを警戒して行動させる。
- 大田区に津波警報または大津波警報が発令された場合、海や河川に近い学校については、直ちに避難場所を屋上等の高い場所へ変更し、第二次避難を実施する。また、火災や津波、土砂崩れ、堤防決壊による浸水、ガス爆発などで、第一次避難をしている場所が危険になった時も第二次避難を実施する。

(3) 被害状況の把握

- あわてずに被害状況の把握や情報収集に努め、避難場所に児童・生徒を留め置く。
- テレビやラジオ、インターネット等を活用して、電気、ガス、水道等のライフライン、交通機関の状況を確認する。
- 学校や地域の建物や周辺道路を巡視し、被害の有無の確認を行う。
- 防災無線からの情報を聞き取る。

(4) 児童・生徒の留め置き及び引き渡し・方面別の集団下校

【情報収集後、地域に火災や家屋の倒壊などの大きな被害が確認されたり、電気、ガス、水道等のライフラインや道路の寸断等が確認されたりした場合】

- 引き続き学校へ児童・生徒を留め置く。
- 保護者が引き取りにきた場合は、児童・生徒を引き渡す。

【地域に大きな被害やライフライン、道路の寸断等がない場合】

- （小学校）保護者による引き取り下校を実施する。保護者が引き取りに来るまでは、学校に児童を留め置く。事前に保護者の了解を得ている場合は、中学生による小学生の弟や妹の引き取りも可能とする。
- （中学校）方面別の集団下校を実施する。自宅が損壊している場合など、自宅での安全が確保されない生徒は学校に戻させる。ただし、事前の保護者からの申し出により、引き取りを希望する場合は、その生徒を学校に留め置くこととする。

- 授業日の午前中に大規模地震が発生した場合であっても、給食室に被害がなく、食材があり、ガスや電気の遮断がなく、給食調理員がいれば、給食を提供した後、保護者による引き取り下校（小学校）、方面別の集団下校（中学校）を実施することを原則とする。

【地震発生時の校内場所別の避難行動例】

（物が）「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所で身の安全を確保する。このため、教職員は安全な場所を素早く判断し、適切に指示することが求められる。

- 教室：机の下が安全と判断できる時は、机の脚を対角線上にしっかりつかみ、近くの窓や壁と反対側を向く。
- 特別教室：危険物、実験器具だな、調理用具だな、工具類、実験器具、アイロン、大型ディスプレイ、大型の楽器等から離れる。机の下にもぐる。
- 廊下：窓ガラスの破損や蛍光灯の落下を避け、中央部で姿勢を低くする。または、近くの教室へ入り、机の下にもぐる。
- 校庭：頭や首を持ち物や両手でかばい、壁やフェンス、校舎などの建造物から離れて中央部に移動する。
- トイレ：ドアを開けて頭部を保護し、様子を見る。
- プール：プールのふちに移動し、ふちをつかむ。揺れがおさまったら、プールからあがる。

【発生時間帯別の児童・生徒の点呼方法例】

- 登下校時：周囲の状況に応じて、児童・生徒自身が判断し、身の安全を確保する。自宅が学校よりはるかに近く、保護者の在宅が確実な場合は自宅に避難してもよいが、学校へ避難することを原則とする。登校した児童・生徒については、確実に出席確認を行い、欠席者については欠席の申し出確認や所在確認を行う。
- 授業及び給食時：教師の指示に従い点呼を行う。
- 休み時間：揺れがおさまってから全児童・生徒が校庭へ第一次避難を実施し、人員の点呼を行う。雨天時は、教室へ戻り、児童・生徒の点呼を行う。

【地震発生後の教育委員会と学校、保護者・地域への情報伝達方法例】

（固定電話や携帯電話が使えないことを想定した場合）

- | | |
|--------------|---|
| ○大田区⇒地域 | 大田区デジタル防災行政無線固定系 6 0 MHz 帯（屋外一斉放送） |
| ○教育委員会⇔学校 | 学校運営システム、グループウェア |
| ○教育委員会⇒学校 | 大田区デジタル地域防災無線移動系 2 6 0 MHz 帯「グループ通信」
※回線が足りなくなるので「個別通信」は使用しない。
tetoru、学校緊急連絡システム（Eメール）等 |
| ○教育委員会⇒学校管理職 | tetoru、学校緊急連絡システム（Eメール）等 |
| ○防災課⇒登録区民 | 区民安全・安心メール（Eメール） |
| ○学校⇒登録保護者 | tetoru、学校緊急連絡システム（Eメール）等 |

※震度 4 以下の地震であっても、被災状況に応じて、児童・生徒の学校への留め置き及び保護者への引き渡しを行うことや、中学校においては方面別集団下校を実施することがある。

4 気象庁が発令する暴風警報・レベル3以上の大雨警報・気象防災速報（線状降水帯発生、記録的短時間大雨）、大田区が発令する緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難※1対応（※1をまとめて、以下、暴風警報等とする。）

なお、各校の立地や学区、通学路の状況を踏まえ、暴風警報等に加えて河川氾濫、土砂災害、高潮の防災気象情報についても以下の対応の判断材料にすること。

（1）臨時休業

○午前6時に大田区へ暴風警報等が発令されている場合は部活動の朝練習などに参加しないで自宅に待機し、午前7時に大田区へ暴風警報等が発令されている場合は臨時休業とする。

（2）学校留め置き

○下校時に大田区へ暴風警報等が発令されている場合、児童・生徒を学校に留め置く。

○暴風警報等が解除されるまでは児童・生徒を学校に留め置き、解除後に方面別の集団下校を実施する。なお、小学校については、午後6時以降に暴風警報等が解除される見込みとなった場合、保護者による引き取り下校を実施する。

（3）登校時の留意事項

○暴風警報等解除後には、教職員による校舎内外及び通学路の点検を行い、周辺物の破損や一部冠水の影響により、路上に異物等が残留していないか確認の上で児童・生徒の登下校の見守りを行う。

※ 学校は、実際にどこで災害発生の危険度が高まっているかを含め、自治体や気象庁から出される最新の情報を注視するとともに、気象庁が発信するキキクル（危険度分布）や水位情報等の情報を確認し、各学校の状況に応じて判断すること。

※ ただし、台風等による自然災害の状況に応じて、（1）（2）以外の対応が区全体として必要な場合は、教育委員会事務局より別途指示する。

5 鉄道の計画運休に伴う臨時休業等の対応

（1）午前0時までに翌日の鉄道の計画運休が発表された場合

○午前0時までに、蒲田駅・大森駅を含むJR京浜東北線の計画運休が、翌日の始発から午後2時までの間に開始されることが発表された場合、大田区立全小・中学校を臨時休業とする。

○当日、途中で計画運休が解除されても臨時休業の対応は変更しない。

※ ただし、鉄道の計画運休の状況に応じて、（1）以外の対応が必要な場合は、教育委員会事務局より別途指示する。

6 大規模地震や暴風警報等などの自然災害への対応として配慮しておくべき事項

（1）学校の対応についての保護者・地域への事前の周知

○自然災害発生時は、通信手段が不通となることが予想される。日頃から保護者や地域に対し、大規模地震発生時の対応や台風発生時の対応について保護者会や学校だより等を通じて繰り返し周知しておく。

○中学生による小学生の弟や妹の引き取りを希望するかどうかや、中学生であっても、引き取りを希望する保護者がいるかどうかの確認をしておく。

（2）「tetoru」、「学校緊急連絡システム」等や「区民安全・安心メールサービス」の保護者や地域への登録依頼

○「tetoru」、「学校緊急連絡システム」等や「区民安全・安心メールサービス」への登録を保護者・

地域へ働きかける。

- 「tetoru」、「学校緊急連絡システム」等への登録により、学校からのEメールを直接、携帯電話やパソコンで受けることができるようになる。
- 「区民安全・安心メールサービス」への登録により、大田区に特化した情報（防犯（不審者等）、防災、気象、地震、水防、防災無線）について、区からのEメールを直接、携帯電話やパソコンで受けることができるようになる。

（３）防災備蓄倉庫物資の使用について

- 自然災害等の対応により、防災備蓄倉庫の物資（食料、毛布等）の使用を検討する際には、学校管理職から教育委員会教育総務課に相談を行う。教育総務課から防災危機管理課に確認を行った後、当該校管理職に使用の是非について回答を行う。